

第 6 社会不安の除去と警察活動

1 経済事犯の取締り

(1) 経済事犯の現状

経済事犯とは、偽ブランド品等を販売する知的財産権侵害事犯、無登録で貸金業を営んだり高金利で貸付けを行うヤミ金融事犯、一般住宅を訪問し、うそを言って商品の販売、貴金属の買取り、家屋修繕等を行う特定商取引等事犯、投資で運用して利益を配分するなどして現金を集める利殖勧誘事犯、水産動植物を違法に採捕する密漁事犯などの犯罪をいい、令和5年中、これらの検挙件数は419件でした。

また、同年中、経済事犯に悪用されるサービス等を利用不能にするため、金融機関に預貯金口座の凍結を依頼した件数は1,092件、携帯電話事業者に契約者の確認を求めた件数は238件、レンタル携帯電話等事業者に解約要請をした件数は191件でした。

(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》

令和5年6月、全国の高齢者等に虚偽の事実を告げて電話勧誘し、海産物の売買契約を締結するなどした特定商取引法違反事件の被疑者3人を検挙しました。

(厚別署、生活安全企画課、生活経済課)

《事例2》

令和5年10月～11月、元本保証と元本額に応じた配当が得られるという架空の投資話を被害者6人に持ちかけ、現金合計約1億円をだまし取った詐欺事件の被疑者3人を検挙しました。

(釧路署、根室署、帯広署、釧路方面本部生活安全課、生活経済課)

《事例3》

令和5年10月、高齢者方等を訪問して灯油タンク洗浄の契約を締結したにもかかわらず、法令で定められた書面を交付しなかった特定商取引法違反事件の被疑者2人を検挙しました。

(静内署、生活経済課)

2 環境事犯の取締りと防止するための取組

(1) 環境事犯の現状

ア 廃棄物事犯

北海道は、多種多様な動植物が生息する雄大で自然豊かな地域ですが、大量の廃棄物を山林や原野に不法投棄したり野外で焼却したりといった環境を破壊する事犯が後を絶たず、大きな社会問題となっています。一度損なわれた自然を取り戻すには長い年月と膨大な費用が必要となり、その労力も計り知れません。

令和5年中、これらの検挙件数は344件でしたが、悪質な環境事犯の取締りを更に強化しています。

イ その他の事犯

環境を破壊する行為は、廃棄物事犯ではありません。高山植物や高山帯に生息する昆虫等は、特定の地域にしか生育しない大変貴重なものが多いのですが、特別保護地区等の禁止エリアにおけるスノーモービルの走行、盗掘や摘み取り、森林の違法伐採等の事犯による生育環境の悪化が懸念されます。

(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例》

令和5年1月、寿都郡寿都町内の解体工事現場から排出された建設廃材約10トンを寿都郡黒松内町内の土地に埋設する形で不法投棄した被疑者2人を廃棄物処理法違反で検挙しました。

(寿都署、函館方面本部生活安全課)

(3) 環境事犯を防止するための取組

北海道の豊かな自然を犯罪から守るため、次のような対策に取り組んでいます。

ア 関係機関との連携

環境犯罪対策連絡協議会を主催しているほか、関係機関が開催する会議等にも積極的に参加して情報交換を行うなど、連携強化を図っています。

イ 廃棄物不法投棄対策の取組

行政機関との合同による不法投棄防止啓発活動や、ヘリコプターによる監視活動を実施しています。

ウ 自然環境保護の取組

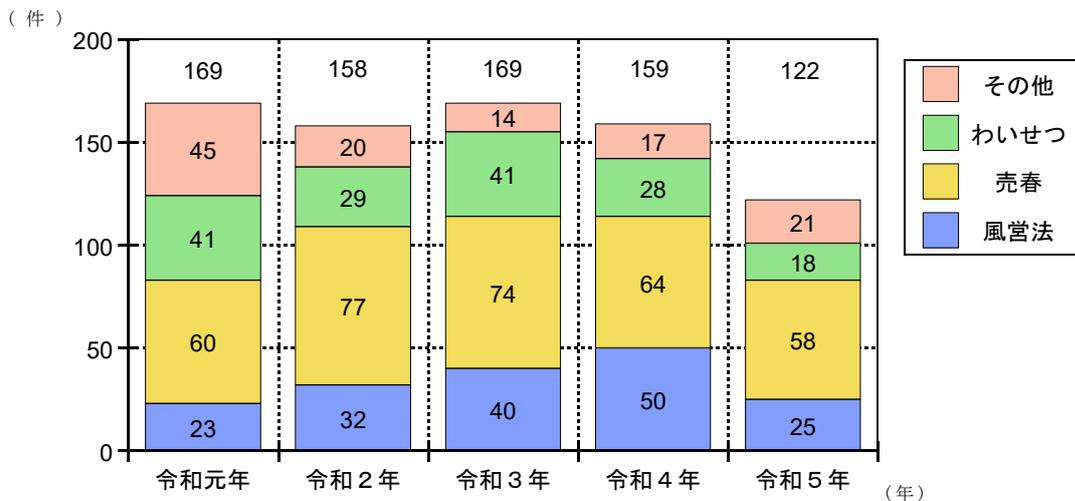
山岳地帯などの自然保護地区において、行政機関や自然保護団体と協力し、山岳パトロールや登山口における街頭啓発活動、ヘリコプターによる監視活動、スノーモービルの乗り入れに対する警戒活動を実施しています。

3 風俗・雇用関係事犯の取締り

(1) 風俗関係事犯及び外国人雇用関係事犯の現状

令和5年中の道内における風俗関係事犯の検挙は122件で、前年に比べて37件減少しています。
また、外国人の不法就労助長事件は2件で、前年に比べて2件増加しており、不法就労させていた雇用主2人を検挙しました。

【風俗関係事犯の検挙件数】



(2) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》

令和5年2月、帯広市内のマンションの一室において、エステ店を装い、女性従業員が男性遊客に対して性的マッサージを行う違法営業を行っていた経営者らを風営適正化法違反（無許可営業）で検挙しました。

(帯広署、釧路方面本部生活安全課)

《事例2》

令和5年4月、交際関係にある女性に対し、交際関係の解消を仄めかすなどして困惑させ、約5か月間にわたって海外動画配信サイトを利用して同女性のわいせつな映像を公開した男を公然わいせつで検挙しました。

(豊平署、保安課)

《事例3》

令和5年11月、北海道旭川方面公安委員会から風俗営業の許可を受け営業を営むぱちんこ店において、正規な景品卸業者を介在させているように装い、客に提供した景品の買取り行為を行ったとして経営者らを風営適正化法違反（遊技場営業者の禁止行為）で検挙しました。

(留萌署、旭川方面本部生活安全課)

(3) 若年層の性被害予防対策

アダルトビデオ出演強要問題については、令和2年6月、性犯罪・性暴力対策の強化のための関係府省対策会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が取りまとめられ、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」として、アダルトビデオ出演の強要やJKビジネスの問題を含めた若年層の性被害についての広報・啓発を集中的に実施するなど政府一体となった各種対策を推進中であり、北海道警察においても各種対策を推進しています。

ア 取締りの推進

令和5年中、道内におけるアダルトビデオ出演被害問題に関する検挙はありませんでしたが、各種法令の適用を視野に入れた取締りの推進や、主要な駅や繁華街等の路上等で行われるスカウト行為に対し、指導・警告を推進するとともに、関係機関や地域と連携した広報啓発を実施するなど、総合的な取組を推進しています。

イ 広報・啓発の推進

教育委員会や学校等の関係機関、企業等と連携し、大学や高校等におけるイベントやオリエンテーション、被害防止教室等の機会を通じて被害防止活動を実施しているほか、ホームページやポスター、リーフレットを使用した広報資料や、テレビやラジオ、SNSを活用した被害防止の広報啓発を行っています。

ウ 相談体制の充実

令和5年中、道内におけるアダルトビデオ出演被害問題に関する相談が1件寄せられています。警察本部、警察署、交番等の相談窓口においては、同問題に係る相談を24時間受け付けています。

また、相談の際はプライバシーが守られることや、事件以外においても、適切な助言や専門機関の紹介を行うこととしています。